

質 疑 回 答

質疑

NO. 1

質疑項目

「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」旧厚生省通知環整第95号昭和52年11月4日（一部改正衛環第22号平成2年2月1日）・家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（令和元年5月版）環境省環境再生資源局総務課リサイクル推進室及び別表の分類項目による。

質疑事項

調査項目は、仕様書末尾別表の分類項目のプラスチックのみと理解してよろしいでしょうか。仕様書(3)調査方法に環境省手順書別表の分類項目の記載がありますが、手順書p.5「図表3 家庭から排出される食品廃棄物(生ごみ)の分類項目」に記載されている項目も含まれるのでしょうか。今回の具体的な調査分類対象物をお教えてください。

質疑回答

含まれます。

NO. 2

質疑項目

3. 調査作業場所

大阪府交野市大字私市3029番地1

四交クリーンセンター内熱回収施設ピット

※ピット内での作業になるため、防護服及び防塵マスクを着用のこと

質疑事項

調査作業場所は四交クリーンセンター内熱回収施設ピットとありますが、臭気がきついものと思われます。施設ピット外での作業は不可能でしょうか。

質疑回答

変更はございません。

No. 3

質疑項目

(5) 調査中に作業員等が発生したごみ処理について

作業員等が調査中に発生させたごみ(弁当がら等)については、必ず会社に持ち帰り適正に処理する。

質疑事項

「作業員が調査中に発生させたごみ(弁当がら等)については、必ず会社に持ち帰り適正に処理する。」とありますので、作業員が持ち込んだごみは持ち帰るようにいたします。分類作業したごみは一般廃棄物につき四交クリーンセンターでの処理になると解釈されますが、四交クリーンセンターへ返すものと解釈してよろしいでしょうか。

質疑回答

分類作業終了物につきましては、ピットへの処理となります。